

## S S活動にかかる自己評価（2019.7～2020.6）

S Sコードの各原則	当社基本方針	当社の活動状況と自己評価	
<p>原則1 機関投資家は、スチュワードシップ責任を果たすための明確な方針を策定し、これを公表すべきである。</p>	<p>1. 当社は、お客さまからお預かりした保険料の一部を株式に投資する機関投資家として、以下のとおり活動いたします。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・投資先企業の状況を的確に把握することに努め、建設的な「目的をもった対話」や議決権行使を通じて当該企業の企業価値の向上やその持続的成長を促し、中長期的な投資リターンの拡大を図ることにより、お客さまの利益に適うよう行動します。</li> <li>・また、外部運用機関へ資産運用を委託する際には、当該運用機関に対して適切なスチュワードシップ活動の実施を要請するとともに、当該活動に関して求める原則・事項を明確に示した上で、その実施状況のモニタリングを実施します。</li> </ul>	活動状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>・日本版スチュワードシップ・コードの再改訂を踏まえ、各原則に対する当社基本方針を改正し、2020年8月に公表いたしました。</li> </ul>
		自己評価	<ul style="list-style-type: none"> <li>・上記のとおり、当社基本方針の改正・公表等を適切に実施しております。</li> </ul>
<p>原則2 機関投資家は、スチュワードシップ責任を果たす上で管理すべき利益相反について、明確な方針を策定し、これを公表すべきである。</p>	<p>2. 当社は、お客さまの利益を第一に考え、お客さまの利益が不当に害されることがないように、以下のとおり利益相反が発生しうる局面および利益相反管理方針を定めた上で、適切な議決権行使等を実施します。</p> <p>&lt;利益相反が発生しうる主な局面&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・資産運用部門等が議決権の行使にあたって、お客さまの利益にかかわらず、融資や法人営業などを行う部門の意向を優先するなどお客さまの利益を損なう行動を行う場合</li> </ul> <p>&lt;スチュワードシップ活動における利益相反管理方針&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・議決権行使における利益相反防止策として、議決権行使の実施部署を融資や法人営業を行う部門から独立した部署とします。</li> <li>・また、社外有識者等の第三者が関与する委員会を設置し、議決権行使の方針・判断基準である「議決権行使ガイドライン」、および議決権行使における賛否</li> </ul>	活動状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>・利益相反管理方針は、当社ホームページに公表しております。</li> <li>・政策保有株式の議決権行使の実施部署を、融資や法人営業部門から独立した株式投資担当部門（資産運用部門）としています。</li> <li>・また、議決権行使ガイドラインの制定や重要議案の審議、行使結果の事後検証等、スチュワードシップ活動全般に社外有識者を含む委員会（スチュワードシップ委員会）が関与する体制としております。</li> <li>・2019年7月～2020年6月の議決権行使結果については、取締役会等へ報告し、適切に議決権が行使されていることを確認しました。</li> </ul>
		自己評価	<ul style="list-style-type: none"> <li>・上記のとおり、スチュワードシップ活動における利益相反管理方針を明確にし、社外有識者等の第三者を含む社内委員会が活動全般に関与す</li> </ul>

SSコードの各原則	当社基本方針	当社の活動状況と自己評価	
	<p>判断・プロセスの検証等を行うことで、一層の利益相反防止体制を強化します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・議決権行使結果は、取締役会等に報告し、経営陣自らが適切な議決権行使が行われているかどうかを確認する体制とします。</li> </ul>		<p>る等、適切な議決権行使のための体制整備を実施しております。</p>
<p>原則3 機関投資家は、投資先企業の持続的成長に向けてステュワードシップ責任を適切に果たすため、当該企業の状況を的確に把握すべきである。</p>	<p>3. 当社は、中長期的視点から投資先企業の企業価値を高め、その持続的成長に向けてステュワードシップ責任を適切に果たすため、財務情報、経営戦略・ESG（環境、社会、企業統治）等の非財務情報、事業におけるリスク・収益機会への対応等の継続的把握を通じて、当該企業の状況を的確に把握します。</p>	活動状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>・担当者やアナリストは、投資先企業との継続的な対話に加え、決算説明会・IRミーティングへの参加等を通じて、財務情報、経営戦略・ESG（環境・社会・企業統治）等の非財務情報、事業におけるリスク・収益機会への対応等を確認しました。</li> </ul>
<p>原則4 機関投資家は、投資先企業との建設的な「目的を持った対話」を通じて、投資先企業と認識の共有を図るとともに、問題の改善に努めるべきである。</p>	<p>4. 当社は、投資先企業の特性や事業環境を踏まえ、中長期的な視点から建設的な「目的を持った対話」を行うことで、当該企業と認識の共有を図ります。特に、投資先企業の業績、経営戦略、コーポレート・ガバナンス等に重大な問題があると考えられる場合には、当該企業と十分なコミュニケーションを図り、問題の改善に努めます。</p> <p>対話は基本的に単独で実施しますが、必要に応じて、他の機関投資家と協働することもあります。</p> <p>なお、投資先企業の未公表の重要情報を受領した場合には、社内規程に基づき、当該重要情報を厳格に管理し、インサイダー取引を未然に防止します。</p>	活動状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>・議決権行使にあたり投資先の国内上場企業144社中138社の企業と対話を実施いたしました。</li> <li>・対話では、投資先企業の業種や規模・成長ステージ、過去の対話内容等を踏まえ、資本効率の向上策、ガバナンス体制強化策、株主還元のあるり方等の認識共有化や改善に努めました。</li> <li>・また投資先企業の状況に応じてアナリストも同席し、より専門的見地からの質問を行う等、対話内容の充実化を図りました。</li> <li>・このほか、経営上の課題を有する投資先企業に対し、生保協会名義で改善を促す書簡を送付する取組み（集团的エンゲージメント）を実施しました。</li> </ul>
		自己評価	<ul style="list-style-type: none"> <li>・上記のとおり、投資先企業と持続的成長に向けた課題の共有化を図るとともに、課題解決に向けた対話を実施しております。</li> </ul>

SSコードの各原則	当社基本方針	当社の活動状況と自己評価	
<p>原則5 機関投資家は、議決権の行使と行使結果の公表について明確な方針を持つとともに、議決権行使の方針については、単に形式的な判断基準にとどまるのではなく、投資先企業の持続的成長に資するものとなるよう工夫すべきである。</p>	<p>5. 当社は、投資先企業の状況や当該企業との対話の内容等を踏まえた上で、すべての保有株式について、議決権を適切に行使します。その際、当該企業の持続的成長に向け、社外有識者等の第三者が関与する委員会審議を経て制定された当社の「議決権行使ガイドライン」に基づいて個々の議案を精査し、賛否を判断します。議決権行使の結果については、議決権行使の考え方とあわせ、主な議案種類ごとの集計表、個別の投資先企業別・議案別結果を当社のホームページ等で公表します。 ※当社が貸株取引を行う際には、議決権確保に留意します。貸株取引が投資先企業の議決権に係る権利確定日をまたぐ場合は、必要に応じて株式の返還を求めます。</p>	活動状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 今後も、さまざまな取り組みを通じて対話内容のレベルアップを図ってまいります。</li> <li>・ 議決権行使の方針・判断基準である「議決権行使ガイドライン」に則り、すべての保有株式について、適切に議決権行使判断を行いました。特に、利益相反管理等の観点から選別した重要議案については、スチュワードシップ委員会の審議を経て行使しました。</li> <li>・ 適宜「議決権行使ガイドライン」の見直しを検討・実施しており、2020年4月にスチュワードシップ委員会の審議を経て改正、公表いたしました。</li> <li>・ 2019年7月～2020年6月の議決権行使結果については、主な議案種類ごとの集計表、個別の投資先企業別・議案別結果に加え、外観的に利益相反が疑われる議案等の賛否理由、投資先との対話の状況を当社ホームページ等で公表いたしました。</li> </ul>
<p>原則6 機関投資家は、議決権の行使も含め、スチュワードシップ責任をどのように果たしているのかについて、原則として、顧客・受益者に対して定期的に</p>	<p>6. 当社は、議決権行使の結果をはじめとするスチュワードシップ活動の状況について、当社のホームページやディスクロージャー資料等を通じて、お客さまに定期的に報告します。</p>	活動状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 日本版スチュワードシップ・コードの改訂の趣旨を踏まえた各原則に対する当社基本方針、議決権行使の状況、「議決権行使ガイドライン」を当社ホームページ等で公表しました。</li> </ul>
		自己評価	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 上記のとおり、議決権の行使と行使結果の公表について明確な方針を持ち、適切に実施しております。</li> <li>・ 「議決権行使ガイドライン」については、経済環境や社会情勢等を踏まえ、継続的に見直しを図っております。</li> </ul>
		自己評価	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 上記のとおり、スチュワードシップ活動の状況について、当社ホームページ、ディスクロージャー資料等を活用して、顧客に対する適切な報</li> </ul>

SSコードの各原則	当社基本方針	当社の活動状況と自己評価	
報告を行うべきである。			告を実施しております。
<p>原則7            機関投資家は、投資先企業の持続的成長に資するよう、投資先企業やその事業環境等に関する深い理解に基づき、当該企業との対話やスチュワードシップ活動に伴う判断を適切に行うための実力を備えるべきである。</p>	<p>7. 当社は、投資先企業やその事業環境等に関する深い理解に基づき、スチュワードシップ活動を適切に行うため、経営陣が必要な組織構築・人材育成を推進し、継続的に機関投資家としての体制強化を図ります。            当社は、スチュワードシップ活動について、定期的な自己評価の実施、その結果の公表により、継続的な改善に努めます。</p>	活動状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>・スチュワードシップ活動関連部門には適切な人材を配置し、機関投資家として十分な活動を行うための体制整備を図っています。</li> <li>・また、スチュワードシップ委員会に法務や株式投資等に関する社外有識者を招聘し、専門的見地からの意見を取り入れるとともに、社外セミナーや生保協会WGへの参加・社内勉強会の開催等を通じて、担当者の専門知識やスキルの向上・共有を図り、活動内容の改善・体制強化に努めております。</li> <li>・本報告のとおり、投資先企業との対話を含むスチュワードシップ活動の自己評価を実施、公表いたしました。</li> </ul>
		自己評価	<ul style="list-style-type: none"> <li>・上記のとおり、機関投資家としてスチュワードシップ活動を推進するうえで、必要な体制整備を行うとともに、活動を通じて継続的に能力向上に努めております。</li> </ul>